

人とペットの共生を考える

～犬・猫の飼い方・マナーを見直そう～

問 生活環境課環境係 ☎0263②0744

ペットを飼っている人も飼っていない人もお互いに気持ちよく暮らせる社会を

ペットは、飼っている人にとって家族の一員であり、かけがえのない存在です。しかし、単に餌を与えてかわいがるだけでは、責任のある飼い主とは言えません。動物に対する考え方は、人に

犬の飼い主の皆さんへ 犬の飼い方

散歩中は犬をリードでつなぎましょう

散歩中は犬をリードでつないで、事故が起こらないようにしましょう。

散歩中のふん尿は後始末を

散歩中の犬のふん尿は、飼い主がきちんと後始末をし、ふんはもえるごみで処理してください。

むだ吠えをなくしましょう

飼い犬が長時間吠え続ける場合は、飼い主が制止しましょう。訳もなく吠え続ける場合は、犬の健康上によるものかもしれません。獣医師などに相談しましょう。



犬を飼う時に必要な手続き一覧

手続き	内容
登録	生後91日以上の子犬は本市に届け出が必要です。
登録事項の変更	犬の所有者や住所(市内転居)、連絡先などに変更があった場合、本市に届け出が必要です。
他市区町村からの転入	本市に届け出が必要です。 ■持ち物 前住所地が発行した鑑札
他市区町村への転出	転出先の市区町村へ届け出が必要です。 ■持ち物 本市で発行した鑑札
死亡	犬が死亡した場合、本市に届け出が必要です。
多頭飼養の届け出	飼っている犬・猫の数が合算して10以上となる場合は、県松本保健所へ届け出が必要です。

犬のトラブル発生時の連絡先

■ 飼い犬が逃げた (全てに連絡)

- 県松本保健所 (☎0263④1943)
- 塩尻警察署 (☎0263⑤0110)
- 市生活環境課 (☎0263②0744)

■ 迷い犬を保護した(いずれかに連絡)

- 県松本保健所
- 市生活環境課

■ 人や他の犬などを噛んだ、噛まれた

- 県松本保健所

ペットを飼う上での4つの心構え

- 飼い主は責任を持って終生飼育をしましょう。
- 衛生的な環境で飼育し、ペットの健康管理をしっかり行いましょう。
- 飼い主が急な入院などでペットの世話ができなくなった時に備え、ペットの世話をしてくれる人を見つけておきましょう。
- 水や餌などの備蓄や、避難時のケージの用意など、災害への備えをしましょう。

よってさまざまです。ペットが地域社会に受け入れられながら幸せに暮らすために、飼い主にはルールとマナーを守った飼育が求められます。飼い方やマナーなどを確認し、ペットを飼っている人も飼っていない人もお互いに気持ちよく生活できる環境を作っていきましょう。

猫の飼い主の皆さんへ

猫の飼い方

屋内飼育をしましょう

長野県では、猫の感染症防止や安全保持、周辺の生活環境保全の観点から、屋内で飼育するよう努めることとしています。

不妊・去勢手術を行いましょう

猫は1年に2、3回出産し、1匹のメス猫から1年で20匹以上増えることがあるほど、繁殖力の高い動物です。「これ以上の数は飼えない」という状況になる前に、不妊・去勢手術を実施しましょう。

野良猫について考える

市には野良猫に関して、「ふんをされて困っている」「荷物を荒らされた」「敷地内で子猫が生まれた」などの相談が多く寄せられています。



野良猫に軽い気持ちで餌を与えることは、飼い主のいない不幸な猫を増やすことになってしまいます。野良猫に餌を与える場合は、次のことを守り、周囲の生活環境にも配慮した行動をしましょう。

- ①「飼い主」としての自覚を持ち、生涯に渡って責任を持って野良猫の面倒を見ましょう。
- ②不妊・去勢手術をして、猫の数を増やさないようにしましょう。
- ③餌は出しっぱなしにせず、決めた時間以外は片付けましょう。
- ④トイレを設置し、トイレ以外にしたふん尿は後始末をしましょう。



逃げ出しでも見つけやすいように、首輪・迷子札などをつける

犬・猫を合算して10以上飼育する場合は、県松本保健所への届け出を

ねこのニャンでも相談会

☎ 生活環境課環境係 ☎ 0263⑤0744

猫に関する相談に、動物愛護会員が応じます。動物愛護会が実施する野良猫対象の不妊・去勢手術助成のご案内もします。

- 日時 2月17日(木) 午後1時半～3時
- 場所 市保健福祉センター3階第3交流室
- 参加費 無料

※電話でお申し込みください。
※猫の同伴はできません。